

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和6年9月5日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第51号 令和7年度墨田区立小・中学校募集人数について

第2 議案第52号 墨田区登録有形文化財の登録について（諮問）

第3 議案第53号 墨田区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

報告事項

第1 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について（資料1）

第2 立花図書館大規模修繕工事に伴う臨時休館及び臨時窓口の設置について（資料2）

第3 令和6年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ共生社会推進センター情報資料コーナー蔵書点検結果報告について（資料3）

議案第51号

令和7年度墨田区立小・中学校募集人数について

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり定める。

(提案理由)

墨田区学校選択制度実施要綱第4条の規定により、定める必要がある。

令和7年度墨田区立小・中学校募集人数について

小学校名	通学区域内の 住民基本台帳 児童数(人)	募集人数(受入可能数)	
		児童数(人)	学級数(学級)
緑	116	他学区からの 選択停止	
外手	97	97	3
二葉	131	他学区からの 選択停止	
錦糸	80	85	3
中和	40	50	2
言問	54	54	2
小梅	76	85	3
柳島	77	85	3
業平	66	85	3
両国	79	85	3
横川	69	85	3
菊川	90	90	3
第三吾孺	80	85	3
第四吾孺	39	50	2
第一寺島	62	62	2
第二寺島	54	85	3
第三寺島	73	85	3
曳舟	80	85	3
中川	85	他学区からの 選択停止	
東吾孺	36	50	2
押上	72	85	3
八広	123	他学区からの 選択停止	
隅田	64	64	2
立花吾孺の森	62	62	2
梅若	80	85	3

中学校名	通学区域内の 住民基本台帳 生徒数(人)	募集人数(受入可能数)	
		生徒数(人)	学級数(学級)
墨田	155	155	4
本所	170	180	5
両国	248	248	7
竪川	174	180	5
錦糸	218	220	6
吾孺第二	133	140	4
寺島	117	140	4
文花	213	220	6
桜堤	220	220	6
吾孺立花	179	180	5

- ※ 募集人数は、各小中学校の通学区域内に居住する児童・生徒数及び、各学校施設の現況等から設定している。
- ※ 通学区域の学校を希望する場合は、募集人数にかかわらず全員の受入れを行う。
ただし、当該住所に生活実態が無いことが確認できた場合は、受入れを行わない。
- ※ 通学区域内の入学予定者数の増加に応じて、受入可能人数を拡大する場合がある。この場合、通学区域外からの受入は行わない。
- ※ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の改正により、学級数増が見込まれた場合、募集人数(受入可能数)の変更を行う可能性がある。

議案第52号

墨田区登録有形文化財の登録について（諮問）

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり諮問する。

（提案理由）

墨田区文化財保護条例第23条第1号の規定により、文化財保護審議会へ諮問する必要がある。

6 墨教地第 4 7 5 号

令和 6 年 9 月 日

墨田区文化財保護審議会

会長 中野 達哉 様

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之

墨田区登録有形文化財の登録について（諮問）

墨田区文化財保護条例第 2 3 条第 1 号の規定により下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 文化財の種別及び名称

墨田区登録有形文化財（工芸品） 江島杉山神社所蔵琵琶

2 概要

別紙のとおり

文化財の登録（諮問）

登録番号	2 4 5	所 有 者	宗教法人江島杉山神社 (代表役員 田部裕子)
種 別	有形文化財（工芸品）	住 所	千歳一丁目8番2号
名 称	江島杉山神社所蔵琵琶 附 旧撥1点、旧柱1点、琵琶箱、琵琶箱蓋断片1点		
員 数	1面		

年代：江戸時代

法量：高さ 85.7 cm 最大幅 31.8 cm 厚さ（反手全長）23.2 cm

平家琵琶とは、『平家物語』を語る日本の伝統音楽「平家」（以下「平家」と記す。）の伴奏に用いられる琵琶のことである。謡曲や浄瑠璃、箏曲や三味線音楽の興隆にも影響を与えた「平家」は日本音楽史の要に位置し、平家琵琶は「平家」を担う楽器として重要である。

本件を所蔵する江島杉山神社は、当道座の惣検校杉山和一拝領屋敷に祀られた弁天社に始まり、『江戸名所図会』などによれば、1年のうち2月と6月の2度、平家を奉納する琵琶会が行われていたことが確認できる。同社は「平家」伝承を担った地として重要な地である。

本件は、形状、品質とも、典型的な平家琵琶の特徴を持つ。槽に腹板をかぶせて共鳴胴とし、腹板下方に四本の弦を結び付ける覆手が固定され、覆手の腹板には隠月（共鳴孔）がある。撥面に革を貼り、その左端上端に銀製の満月が取り付けられる。撥面に絵は描かれた痕跡はなく、演奏により弦の痕、撥が当たる部分の表面に変色した部分が認められる。撥は薄く、撥先の両端がすり減っていることから演奏に用いられたことが窺える。

本件は、令和2年（2020）に墨田区教育委員会が調査を実施した。遡る平成12年（2000）に所有者が修理した際、槽内に墨書が確認され、二老の吉川検校が所持していたこと、文政6年（1823）に京都の長田憲豊が修理したこと、安政5年（1858）に藤原吉次が関係したことが確認された。

本件を収納していた旧琵琶箱は蓋と身からなり、黒漆が施される。蓋裏には朱漆で琵琶銘や制作者、所蔵者の変遷が綴られ、最後に相伝された福住検校が関東惣録職を無事に務めあげたことを感謝して文久2年（1862）に江島杉山神社に奉納したとある。

現時点で、琵琶本体と旧琵琶箱が同一の琵琶であるか確かめる術はないが、いずれも江戸時代の来歴を有する貴重な内容である。

本件は、江戸時代の平家琵琶の規範的な形式を知りうる琵琶として重要であり、江戸時代の「平家」伝承を担った江島杉山神社に伝わり、紀年銘を有する工芸品としても貴重であることから、保護する必要がある。



正面



背面



側面



旧撥



旧柱（右）琵琶箱蓋断片（左）



旧琵琶箱



琵琶箱の蓋を開けた状態

議案第53号

墨田区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年9月5日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の者に委嘱する。

(提案理由)

墨田区文化財保護条例第25条の規定により、委嘱する必要がある。

墨田区文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

特別の事項を審議するため、墨田区文化財保護条例第24条第2項の規定に基づき、墨田区文化財保護審議会に臨時委員を置き、以下の候補者を臨時委員として委嘱する。

1 委嘱内容

江島杉山神社所蔵琵琶の文化財登録に係る調査審議

2 委嘱期間

第22期第2回墨田区文化財保護審議会開催日から上記の調査審議終了の日まで

3 候補者

薦田 治子

武蔵野音楽大学名誉教授

4 候補者略歴

別紙のとおり

5 根拠条例

墨田区文化財保護条例第24条第2項及び第25条

(組織)

第24条

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の選任)

第25条 委員及び臨時委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

文化財保護審議会 臨時委員候補者

1 氏名

薦田 治子（こもだ はるこ）

2 略歴

東京藝術大学卒業、同大学大学院博士課程修了

お茶の水女子大学より博士号取得

お茶の水女子大学助教授

現 在 武蔵野音楽大学名誉教授

文化庁文化審議会委員、楽劇学会会長、元東京音楽学会会長、平家語り研究会主宰、日本音楽国際交流会監事。コロンビア大学中世日本研究所特別研究員。

3 専門分野

日本音楽史（平家琵琶に関する歴史、楽器研究、盲僧の歴史的研究）

4 主な研究

（1）「非盲人社会における平曲の享受と楽譜の校合」

蒲生郷昭他編『岩波講座 日本の音楽・アジアの音楽 4巻』（岩波書店、1988年）

（2）「平曲の曲節と音楽構造」

上参郷裕康編『平家琵琶—語りと音楽』（ひつじ書房、1993年）

（3）「日本の琵琶—楽器の種類と変遷—」

東京文化財研究所編『日本の楽器—新しい楽器学へむけて—』（東京文化財研究所、2003年）

（4）『平家の音楽—当道の伝統—』（第一書房、2003年）

（5）「平家—中世語り物音楽の現場を再現する試み」

近藤成一他編『中世 日本と西洋』（吉川弘文館、2009年）

5 当区との関係

令和2年 江島杉山神社所蔵琵琶の文化財調査業務委託

(案)

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について

**令和6年9月
墨田区教育委員会**

目 次

● 端末整備・更新計画	P 3
● ネットワーク整備計画	P 4
● 校務 DX 計画	P 5
● 1人1台端末の利活用に係る計画	P 6

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童・生徒数*	14,477	14,419	14,514	14,488	14,420
② 予備機を含む 整備上限台数	16,648	1,246	1,356	421	343
③ 整備台数 (予備機除く)	14,477	0	37	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	14,477	0	37	0	0
⑤ 累積更新率	100	100.4	100	100.2	100.7
⑥ 予備機整備台数	858	0	868	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	858	0	868	0	0
⑧ 予備機整備率	5.9	6.4	11.9	12.1	12.6
基金事業により整備済みの台数 (前年度までの④+⑦)	0	15,335	15,335	16,240	16,240
当年度までの調達台数累計 (③+⑥)	15,335	15,335	16,240	16,240	16,240

*出展（教育委員会学級数変遷表より）

（端末の整備・更新計画の考え方）

1 GIGA 第 1 期の整備

GIGA 第 1 期は、4 年間のリース方式（令和 3 年 1 月～令和 6 年 12 月）により整備し、今年度端末等の補償期間が終了することに伴い、GIGA 第 2 期の端末を整備（令和 7 年 1 月～令和 10 年 12 月）する。

2 更新計画の考え方

令和 6 年 5 月 1 日現在、及び令和 10 年度までの児童・生徒数増減予測を基に、更新計画を策定した。

予備機は、これまでの故障発生率及び端末の積極的な活用による故障の増加分を見込み、令和 8 年度に追加整備する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

1 対象台数：14,700 台

2 処分方法：残価設定型リースを採用しているため、処分等は全台リース会社が行う。

3 端末のデータの消去方法：処分事業者へ委託する。

4 スケジュール：令和 7 年 1 月以降順次、14,700 台をリース会社へ引き渡し予定。

5 その他特記事項：なし

ネットワーク整備計画

- 1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）
区内小・中学校３５校中３５校（１００％）
ただし、特別教室においては、必要なネットワーク速度が確保できているものの、旧型の無線アクセスポイント（以下、無線 AP という。）を使用していることから、時折、通信が不安定になる課題がみられた。
- 2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール
 - （１）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール
令和４年８月に保守事業者及び無線機器事業者と現場調査し、旧型無線 AP を設置している特別教室では、多台数同時接続時にネットワークが不安定になることを特定した。
 - （２）ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール
現在設置している無線 AP の性能が不足しており、授業で児童・生徒が同時に端末を使用すると接続が不安定となるので、該当無線 AP を順次更新する。
 - （３）ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている、当該課題の解決の方法と実施スケジュール
特別教室の無線 AP 更新スケジュール（予定）
令和６年度 １８校（小学校１３校、中学校５校）
令和７年度 １７校（小学校１２校、中学校５校）

校務 DX 計画

1 クラウドツールの利用

令和2年度から汎用クラウドツールである Microsoft365 を導入し、教員間のコミュニケーション、データのやり取り等をデジタル化した。

今後も引き続き利用していく。

2 FAX での送受信及び押印の見直し

(1) FAX での送受信の見直し

クラウドツールの利用をベースに、令和7年度以降、一般教員等に外部メールの送受信権限を付与することを検討していく。

(2) 押印の見直し

令和5年度に卒業証書の押印を刷込み式に変更、令和6年度は修了証の押印を電子化し、今後も各種帳票類の押印を見直す。

3 校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力作業の一掃

小学校1年生のデータを学齢簿から校務支援システムに直接取り込むことで、データの手入力作業を省略した。

今後は、校務支援システムから他システムへの名簿情報の連携を検討していく。

4 次世代校務支援システムへの検討状況

東京都による共同調達の動向を注視しながら、適切なタイミングでクラウドベースの次世代の校務支援システムへの移行を目指す。

1人1台端末の利活用に係る計画

- 1 1人1台端末を始めとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿
「すみだ GIGA スクール構想」授業改善ロードマップ～ステップ2を目指して～より、各段階における学びの姿について
 - (1) ステップ1 「いつでも・どこでも」1人1台端末を使って学ぶ姿
 - ア 児童・生徒が検索機能や教科書のデジタルコンテンツを活用し、疑問や調べたい内容について主体的に調べる姿
 - イ 授業支援アプリで共有された他者の意見を参考にし、自己の考えを他者と共有しながら自分の考えを深化する姿
 - ウ 思考ツールや共同編集機能等を活用し、他者と協働的に学びに取り組む姿
 - エ プレゼンテーションソフトを活用し、創作活動や発表等、学んだことを活かした表現活動に取り組む姿
 - オ 授業時間外に、学習支援アプリで十分に理解できなかった課題の記録を振り返ったり、発展問題に取り組んだりする姿
 - (2) ステップ2 「どの教科でも」、学びを深めるために効果的に活用する姿
 - 一連の活動に連続性を持ちながら取り組むことで思考を深め、知識の定着を図る姿
 - 「個人で調査する」→「調査したことをグループで共有する」→「共有した内容を基に自分の考えを振り返る」→「自分の考えをより深め、次の課題につなげる」
 - (3) ステップ3 教科等の学びをつなぎ、社会問題等の解決策を考える姿
 - 問題発見・解決能力、言語能力、プログラミング的思考、情報モラル等の情報活用能力など、各教科等で習得した学習の基盤となる資質・能力を発揮しながら、実生活につながる課題の解決に取り組む姿

2 GIGA 第1期の総括

(1) 端末

GIGA 第1期は、既に教員が先行して iPad を活用した、デジタル教育の研究を推進していたことから、児童・生徒が活用する端末機として iPad を採用した。第1期の総括として、学校現場からは、操作性や動作スピードに加え、特に授業を停滞させない故障率の低さに優れているとの意見が多くあり、GIGA 第2期も iPad 端末の継続について強い要望がある。

ただし、増加する教育アプリのインストールや定期的な OS アップデート等に対応するため、ストレージ容量の増加が課題となっているほか、学校によっては予備機が不足していることで、1人1台端末を活用した教育の継続に一部支障をきたすなどの問題があるため、さらなる予備機の確保が GIGA 第2期の課題となっている。

(2) 端末付属品

ア キーボード付きカバー

小学校4年生以上の端末には、キーボード付きカバーを整備したが、小学校1～3年生には、キーボードの必要性が低いと思われたことから、重量の軽減の観点も踏まえ、キーボード付きカバーの整備を見送った。

しかし、この間の1人1台端末の活用の広がりから、学習活動を円滑に進めるために基本的なキーボード操作を身に付け、*ステップ2の定着を目指し、GIGA第2期では、小学校1～3年生に対してもキーボード付きカバーを整備する。

* (12) 参照

イ タッチペン

GIGA第1期では、全学年でタッチペンの整備は行わなかったが、一部の児童・生徒は日常的にタッチペンを使用して学習していることや、デジタル教科書の普及に伴い、今後、さらなるデジタル学習の広がりなど、書き込みの機会の増加が想定されているため、GIGA第2期では全児童・生徒にタッチペンを整備する。

ウ 学校内充電設備

各クラスに最大で10台まで充電可能な充電ボックスを配備している。確かな学力の定着を推進するため、GIGA端末を利用した持ち帰り学習を推奨していることから、学校内での充電を必要とする児童・生徒は少なく、現状で学校内充電設備の能力は充足されている状況である。

(3) ネットワーク

普通教室は、十分なネットワーク速度を確保しているが、特別教室では、多台数を同時接続すると通信が不安定となる旧型の無線APが設置されていることから、安定した通信環境を確保するために、該当の無線APを順次更新していく必要がある。

(4) ICT 支援員

各学校へ、週2回ICT支援員を派遣し、端末を活用した授業支援や教員スキル等に応じた、きめ細かな操作、技術支援を行っている。年々高度化していくデジタル教材や授業に合わせた教員のスキル向上の支援について、学校現場からは継続の要望が多くあることから、引き続き支援員の派遣を実施していく必要がある。

(5) 授業での活用

インターネット検索による調べ学習や、カメラ機能を活用した観察、授業支援アプリでの意見の共有、情報の整理、共同編集等が行われるなど、授業で1人1台端末が効果的に活用されている。

また、教員間や学校間で1人1台端末の活用が異なることなく、同様に活用ができるよう、GIGA第2期では、教員の端末活用スキルの平準化のため、教員への研修等を積極的に実施していく必要がある。

(6) 委員会・クラブ活動での活用

動画や画像による活動内容の記録・配信や、文書作成ソフトを活用した原稿の作成等に活用しており、会議や活動の活性化に寄与している。

(7) 家庭学習での活用

学習支援アプリを活用して基礎的な学習の反復練習や、次回の授業に向けての調べ学習、予習に活用している。家庭学習の充実を図るため、引き続き家庭での活用を推進していく必要がある。

(8) 学びの保障での活用

不登校など長期欠席等の児童・生徒を対象としたオンライン授業の配信や、*バーチャル・ラーニング・プラットフォームでの支援、教科書等の翻訳機能を活用した外国人児童・生徒等の支援に活用している。今後は、課題となっている、不登校など長期欠席等の児童・生徒に対して、さらなる学びの保障の充実を図っていく必要がある。

*バーチャル・ラーニング・プラットフォーム

東京都教育委員会が、日本語指導が必要な子どもや不登校の子どもたちの居場所・学びの場として、仮想空間上に「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム」を用意したもの。

(9) 教員の負担軽減のための活用

出欠連絡システムを活用して児童・生徒の出欠情報の集約や SNS による教育相談に活用し、勤務時間の軽減に寄与した。引き続き、デジタルを活用した教員の負担軽減策を講じていく必要がある。

(10) 授業支援アプリ

写真や提出物の送付機能を用いることで、どの授業でも日常的に使用している。

(11) 学習アプリ

授業中及び家庭学習で各単元の復習等で利用し、問題配信や解答状況の把握の機能等を使って児童・生徒1人ひとりの理解度向上に役立てた。今後ともを活用し、これまで以上に「個別最適な学び」を推進していく必要がある。

(12) ICT を活用した授業改善について

「すみだ GIGA スクール構想」 授業改善ロードマップ ～ ステップ2を目指しての達成度は、ステップ0及び1はクリアし、ステップ2の定着に取り組んでいる。GIGA 第2期は、「どの教科でも」学びを深めるために効果的な活用をできるようにする必要がある。

3 1人1台端末の利活用方策

(1) 1人1台端末の積極的活用

ア 教員の研修

教員が毎年度 ICT 研修を受講できるよう研修機会を確保することや1人1台端末の活用に特化した授業研究研修の継続、また、学校内で教員が受講した ICT 研修を水平展開することで、教員の端末活用スキルを向上させる。

イ ICT 支援員の配置

1人1台端末の活用を支援する ICT 支援員を各校週2回配置し、教員のサポートと授業支援を引き続き行う。

ウ 1人1台端末の積極的活用の推進

全教科に共通する端末活用の方法を研修会等で紹介し、実践の普及啓発を図る。
また、公開授業等で研究成果を区内の小・中学校に周知するほか、指導主事が、小・中学校の教育研究会や学校訪問時に、端末の効果的な活用に関する指導・助言を行うことで、教員1人1台端末の活用スキルを高める。

エ デジタル教科書の実践的な活用

研修でデジタル教科書の使い方を扱い、教員が実践的に活用できるようにする。

(2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

ア 児童・生徒が自分で調べる場面

インターネット検索やカメラ機能を活用した調査や観察、記録を行う。

イ 児童・生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面

授業支援アプリの共同編集機能やアプリケーションを活用した効率的な制作活動を行う。

ウ 教職員と児童・生徒がやりとりする場面

授業支援アプリを活用した意見の共有、情報の整理、課題の受け渡しを行う。

エ 児童生徒同士がやりとりする場面

個人→グループ→全体→個人といった「グループ学習を核とした学習過程」の中で、意見の交流、共有、表現活動を行う。

オ 児童・生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面

学習アプリケーションを活用した基礎的な学習の反復練習を行う。

(3) 学びの保障

ア 不登校児童・生徒への支援

不登校や長期欠席等の児童・生徒を対象に、オンライン授業に参加できる環境を引き続き整備する。

イ 児童・生徒への端末を活用した教育相談

SNS 相談を活用した教育相談体制の一層の活用を促す。

ウ 外国人児童・生徒に対する学習活動等の支援

インターネットの翻訳機能を使用し、東京都教育委員会が発行の「たのしいがっこう」のデジタル教科書の活用や文部科学省の帰国・外国人児童・生徒教育のためのサイト「かすたねっと」を活用していく。

エ 障害のある児童・生徒や病氣療養児等、特別な支援を要する児童・生徒の実態等に応じた支援

希望する児童・生徒にオンライン授業に参加できる環境を引き続き整備する。

立花図書館大規模修繕工事に伴う臨時休館及び臨時窓口の設置について

1 概要

立花図書館（墨田区立花六丁目 8 番 1-101 号）について、経年劣化による修繕及び施設の長寿命化を図るための大規模修繕工事を実施することに伴い、その工事期間中、当館を臨時休館するとともに、館内に臨時窓口を設置し、貸出資料の返却受付、予約資料の貸出及び利用者登録業務を行う。

2 工事期間及び主な工事内容（予定）

(1) 工事期間

令和 7 年 1 月上旬から 3 月中旬まで

(2) 主な工事内容

入口天井ひび割れ補修等の外装工事、事務室の壁等補修等の内装工事、駐輪場地面のひび割れ補修等の外構工事、分電盤・自動火災報知設備等の改修工事及び空調設備改修工事等

3 臨時休館期間

令和 7 年 1 月 5 日（日）から 3 月 31 日（月）まで

4 臨時窓口の開設期間等

(1) 令和 7 年 1 月 5 日（日）から 3 月 31 日（月）まで（3 の臨時休館期間と同様）

1 月 1 日（水）から 4 日（土）の休館日及び当該期間中の館内整理日（1 月 16 日（木）、2 月 20 日（木）、3 月 21 日（金））は除く。

(2) 実施する業務内容

貸出資料の返却受付、予約資料の貸出及び利用者登録業務を行う。

5 周知方法

(1) 区報

1 回目：10 月 11 日号

2 回目：12 月 11 日号

(2) 区及び区立図書館ホームページ

(3) 立花図書館内等に掲示

1 実施期間
令和6年6月4日から令和6年7月5日まで

2 点検内容総括 (冊)

館名称 項目	ひきふね 図書館	緑 図書館	立 花 図書館	八 広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横 川 コミュニティ会館	共生社会推進 センター	計
蔵書在架確認資料数	174,157	99,496	55,989	59,558	69,953	60,591	83,425	7,216	610,385
不明資料数	123	83	13	40	39	26	72	4	400
不明資料割合	0.07%	0.08%	0.02%	0.07%	0.06%	0.04%	0.09%	0.06%	0.07%

※「蔵書在架確認資料数」＝蔵書点検期間中に在庫を確認した資料数（ひきふね図書館自動出納書庫は含まず）を表す（貸出中等の資料は除く）。
※「不明資料数」＝全館蔵書点検終了後の抽出数

3 不明資料数の推移 (冊)

館名称 実施年度	ひきふね 図書館	緑 図書館	立 花 図書館	八 広 図書館	東駒形 コミュニティ会館	梅若橋 コミュニティ会館	横 川 コミュニティ会館	共生社会推進 センター	計	不明資料 割合
平成26年度	1,312	708	152	226	345	702	288	9	3,742	0.51%
平成27年度	425	298	49	138	36	64	77	4	1,091	0.24%
平成29年度	456	342	70	110	73	71	84	4	1,210	0.16%
平成30年度	399	193	67	66	63	58	77	2	925	0.12%
平成31年度	329	129	51	41	57	44	68	1	720	0.10%
令和2年度	244	57	35	35	25	39	42	0	477	0.06%
令和3年度	211	34	16	41	24	25	29	3	383	0.06%
令和4年度	182	28	18	46	16	14	26	4	334	0.06%
令和5年度	168	51	16	47	22	28	25	3	360	0.06%
令和6年度	123	83	13	40	39	26	72	4	400	0.07%

※平成28年度は大規模改修工事のため、蔵書点検未実施

4 除籍対象資料 (冊)

実施年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
除籍対象資料	2,851	347	378	243	354	193	121	72	112	83

※不明資料のうち、3か年に渡り不明状態である資料については、発見できる見込みが低いと判断されることから、除籍対象とする。